

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正要綱

一 国庫は、基礎年金に係る国庫負担について、平成二十三年度において、三十六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額のほか、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する公債の発行による収入金を活用し、当該額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担するものとするよう修正すること。

二 国家公務員共済組合制度及び私立学校教職員共済制度について、一の修正に準じて修正すること。